

四 發行方法	三 用振替の法律項及びの適法	二 發行名称及び根拠	一 號記	行省告示第百七十二号	○財務省告示第百七十二号
にご務後格競債定特あ争争う札価振の以律社条九特六利 よと大に競争市め別つ入入。)へ格替適下へ平、一法会 ^一 付 るに臣行争入場る参て札札に以を機用 ^一 平成十三年法律第 発応がわ入札特も加、と発による下競争は受替法 ^一 株項律計に 行募各れ札發別の者財同行參にご務時 ^一 価に付けるもの ^一 に 限國るの行參にご務時 ^一 格付銀行 ^一 日本銀行 ^一 の振替に 以度債入募 ^一 加よと大にと行格競争して行とす ^一 う。)と 下額市札入と者るに臣行い(以下札 ^一 札 ^一 の規 ^一 の定 ^一 一を場でのい・發応がわう(以下札 ^一 札 ^一 の規 ^一 の定 ^一 国定特あ決う第行募各れ ^一 下札 ^一 の規 ^一 の定 ^一 債め別つ定 ^一 I(限國る、 ^一 札 ^一 の規 ^一 の定 ^一 市る参てを及非下額市札格格とる。そ規 ^一 の定 ^一 場も加、しひ価 ^一 額市札格格とる。そ規 ^一 の定 ^一 特の者財た価格國を場で競競い入の定 ^一	財務大臣 麻生 太郎	行省告示第百七十二号	財務大臣 麻生 太郎	財務大臣 麻生 太郎	財務大臣 麻生 太郎

五

ロ イ

方 募

六

ハ ロ イ
發

行争非者特国行争非者特国入価 入価・別債行争非者特国 入価法入
 入価・別債 入価・別債札格行札格第参市及入価・別債 札格決
 札格第参市 札格第参市発競 発競Ⅱ加場び札格第参市 発競定
 発競Ⅱ加場 発競Ⅰ加場行争額行争非者特国発競Ⅰ加場 行争の

額	額	額	込募各當も各	發別
面	面	面	み限國ての申	行參
金	金	金	の度債るか込	「加
額	額	額	応額市。らみ	と者
で	で	で	募の場その	い・
千	六	七	額範特のう	う第
百	百	千	を圓別応ち	。Ⅱ
八	九	二	割内參募應	非
十	十	百	りに加額募	価
七	五	九	當お者を価	格
億	億	十	ていご順格	競
円	円	八	るてと次の	争
		億	。各の割高	入
		円	申應りい	札

十 口 イ 一 発	九 振 額 最	八 行 争 非 者 特 国 入 価 發	七 口 イ 払			
別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 發	替 額 入 価 ・ 別 債 行 行	低 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 入 価 込	別 債 札 格 行 行			
参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行	単 面 札 格 第 參 市 發 競 價	入 価 ・ 別 債 入 価 ・ 別 債 札 格 金	別 債 札 格 行 行			
加 場 び 札 格 第 參 市 發 競 價	位 金 發 競 II 加 場	札 格 第 參 市 發 競 金	札 格 第 參 市 發 競			
者 特 國 發 競 I 加 場 行 爭 格 日	四 額 五 額 錢 面 錢 面 金 以 金 額 上 額 百 の 百 円 そ 円 に れ に つ ぞ つ き れ き 百 の 百 二 応 二 円 募 円 六 価 四 十 格 十	平 す 額 の 成 る の 記 替 。整 載 法 十 數 又 の 百 七 倍 は 規 年 の 記 定 四 金 錄 に 月 額 は よ 十 に 、 三 よ 最 振 三 日 る 低 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿	五 万 円 五 千 二 百 十 八 億 三 千 四 百 三 百 六 十 八 万	円 千 二 百 十 八 億 三 千 四 百 三 百 六 十 八 万	七 百 十 三 億 三 千 四 百 三 百 八 十 万 五 万	七 千 四 百 九 十 億 三 千 六 百 五 万 円

規下は期た期平

定、が金と成額け住よるがをじ額よに座も係す次そ銀額し二一の者り場非発たにりつにのるる号の行を、十所又算合居行金百算い記と所期及翌休支次七控除所得は出に住時額分出て載し得日び當業払の年税外しは者にへのしは又て税に第業う算九たの國た、又おた二た、は振がつ十日。式月税法金前はいだ十金前記替源い六にたに二率人額記外てし・額記録口泉て号支当だよ十をがに一国取、三か一さ座徵そ同に払たしり日乗適當の法得当一らのれ簿収のじおうる、算をじ用該算人す該五当算る中さ利じいへと支出支たを非式でる國を該式ものれ子て以き払し払。金受居にあ者債乗金にの口るに

(二) 年

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{24}{365}$$

 む十式は一
 も号に、募・
 のにより払入五
 と規り込決パ
 す定算金定一
 るす出額のセ
 セントに通
 しに期た加知
 日金えを
 に額、受
 払を次け
 い第のた
 込二算者

二十九八七六
二十十十

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限

後第
の二
利期
子以
平財日額平るい日毎
成務本面成利てを年三
二大銀金五子、支三十
十七臣行額十をそ払月
からか百七支の期二
年ら円年払日と十
四通通知に三う以し日及
月知つ月。前
月通知をき二六各及
十三受を百十月支び
日受けた者円日間九
月に期月
に属に二
すお十

額面金額× $\frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}$